

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
2024年5月23日	
山口県知事 様	
提出者	
住 所	山口県周南市那智町2番1号
氏 名	日本ゼオン株式会社 徳山工場 執行役員工場長 宮城 孝一
電話番号	0834-21-9701
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	

事業場の名称	日本ゼオン株式会社 徳山工場
事業場の所在地	山口県周南市那智町2番1号
計画期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	化学工業
② 事業の規模	47,507百万円
③ 従業員数	371名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	「別紙1 製造工程と産業廃棄物(特管含む)発生・処理フロー」参照

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図)		
「別紙2 産業廃棄物の処理に係る管理体制」 参照		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
① 現状	【前年度（ 令和5 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり
	排 出 量	t t
	(これまでに実施した取組)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃プラ類・廃油の再利用（有価物化） ・ パレット等の材質の変更による木くずの削減 		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり
	排 出 量	t t
	(今後実施する予定の取組)	
<p>令和6年度は、メジャー定期検査年のため、廃棄物量が増加することが見込まれるが、できる限り廃プラの更なる再利用（有価物化）および減量化を検討し削減を図りたい。</p>		
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 全ての廃棄物について、分別を強化し、その廃棄物ごと原則として3R処理できるよう産廃会社と処理委託契約を締結している。	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 同上。埋立廃棄物ゼロエミッション目標に取組む。また3R処理目標98%以上を遵守する。	

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t
	(今後実施する予定の取組)	
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	汚泥
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	21,611 t
(これまでに実施した取組)		
汚泥：脱水処理		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	汚泥
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	22,200 t
(今後実施する予定の取組)		
汚泥：脱水処理（変更なし）		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項		
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t
	(今後実施する予定の取組)	
産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別氏2-1のとおり
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
	(これまでに実施した取組)	

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別氏2-1のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚泥は、殆ど産廃処理会社で中間処理後セメント会社にて、燃料および原料として利用する。 ・廃油は、主にサーマルリサイクルとする。 ・木くずは、産廃処理会社にて中間処理後、木質チップとしバイオマス燃料として利用する。 ・ガラス・陶磁器くず類、がれき類は、中間処理後、再生利用および路盤材として利用する。 ・委託先処理業者には定期的に現地確認を実施する。 		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1 製造工程と産業廃棄物(特管含む)発生・処理フロー

1. 乳化重合ゴム・合成ゴムラテックス製造に係る産業廃棄物発生・処理フロー

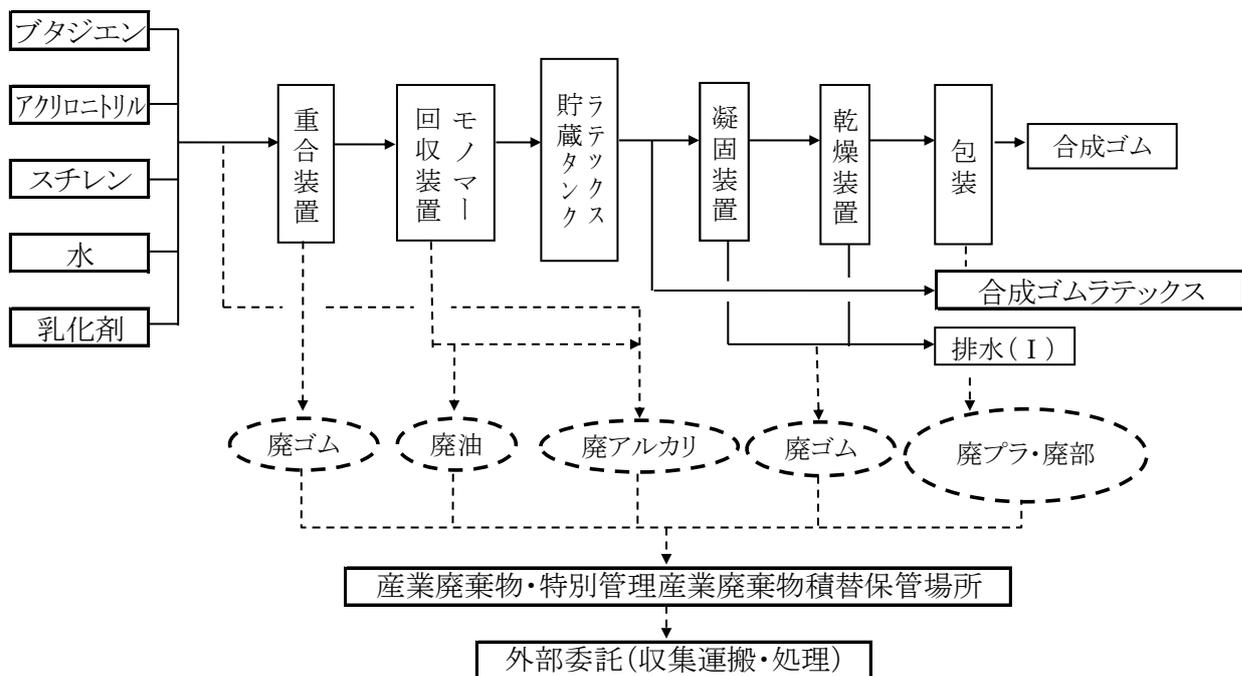


図1 乳化重合ゴム・合成ゴムラテックス製造に係る産業廃棄物発生・処理フロー (No. 1)

2. 溶液重合ゴム製造に係る産業廃棄物発生・処理フロー

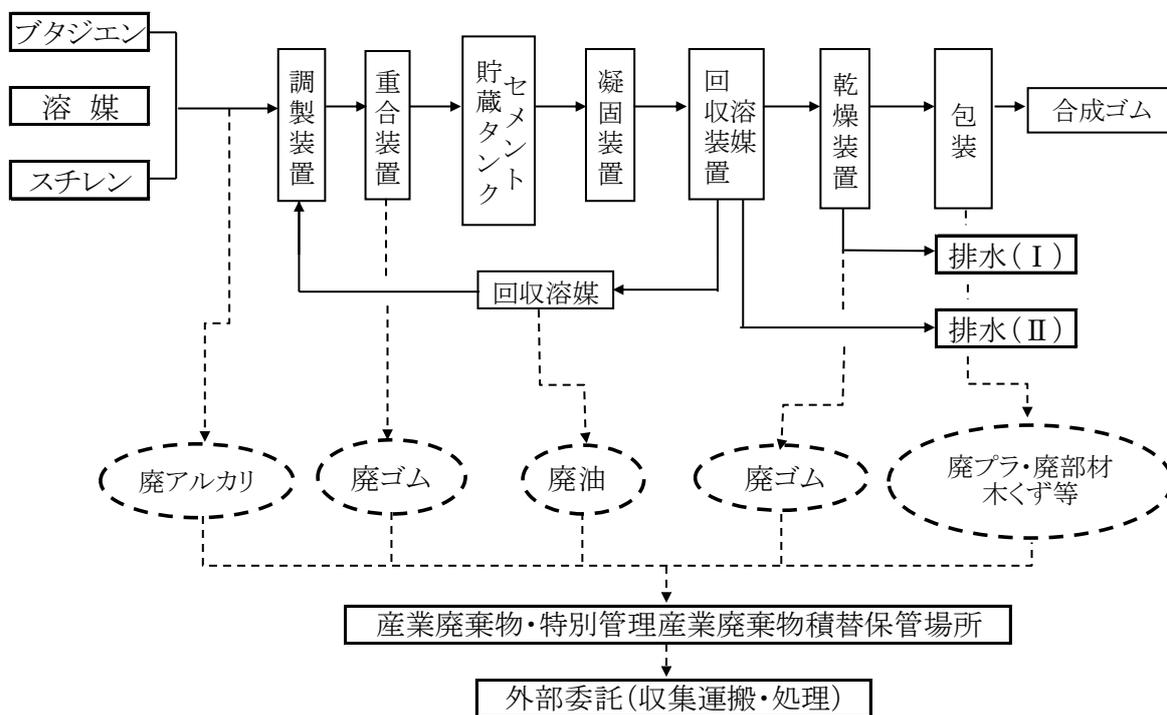


図2 溶液重合ゴム製造に係る産業廃棄物発生・処理フロー (No. 2)

3. トナー製造に係る産業廃棄物発生・処理フロー

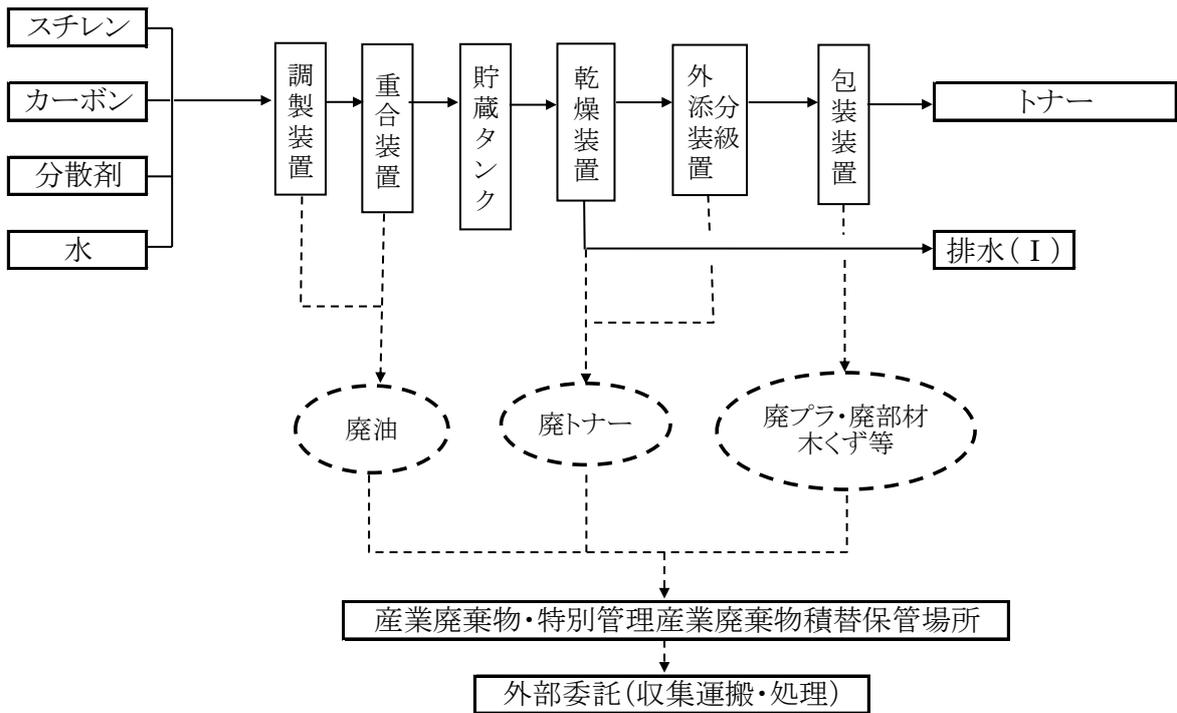


図3 トナー製造に係る産業廃棄物発生・処理フロー(No. 3)

4. CSG製造に係る産業廃棄物発生・処理フロー

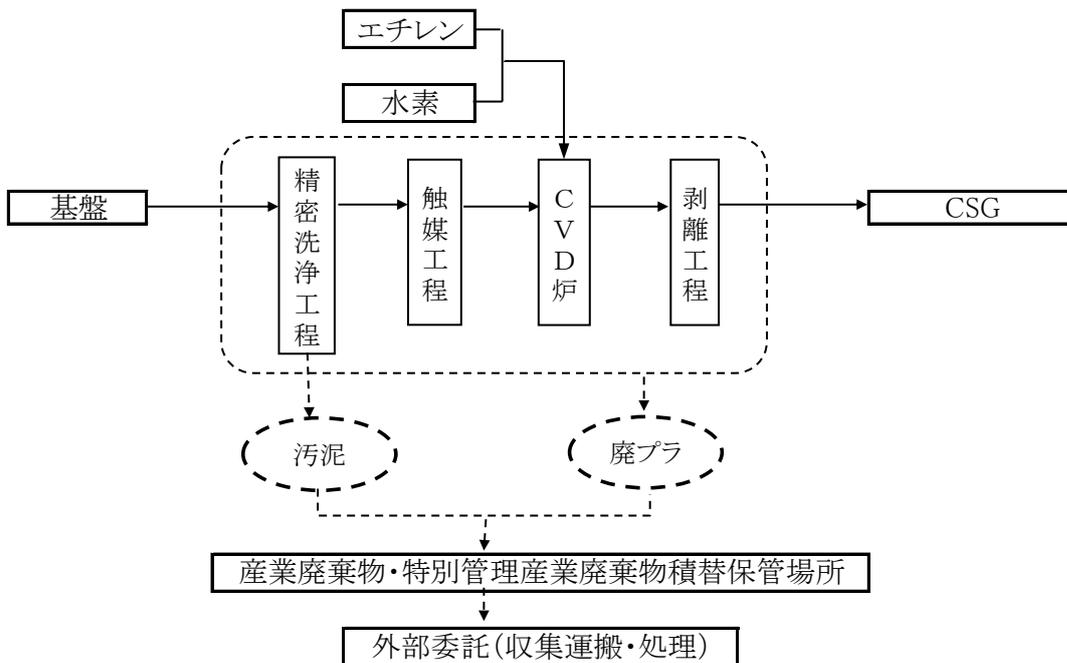


図4 CSG製造に係る産業廃棄物発生・処理フロー(No. 4)

5. 排水処理工程に係る産業廃棄物発生・処理フロー

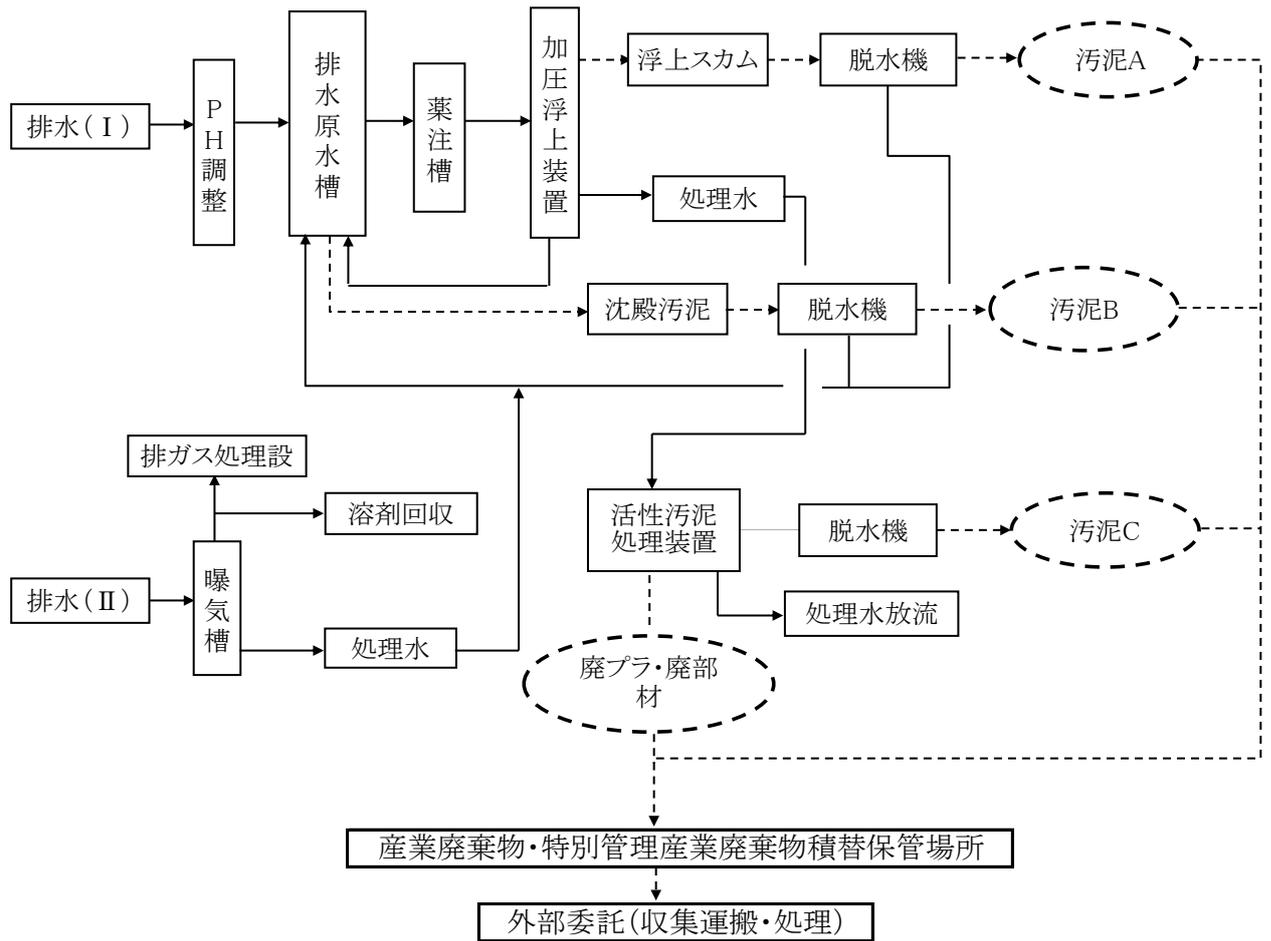


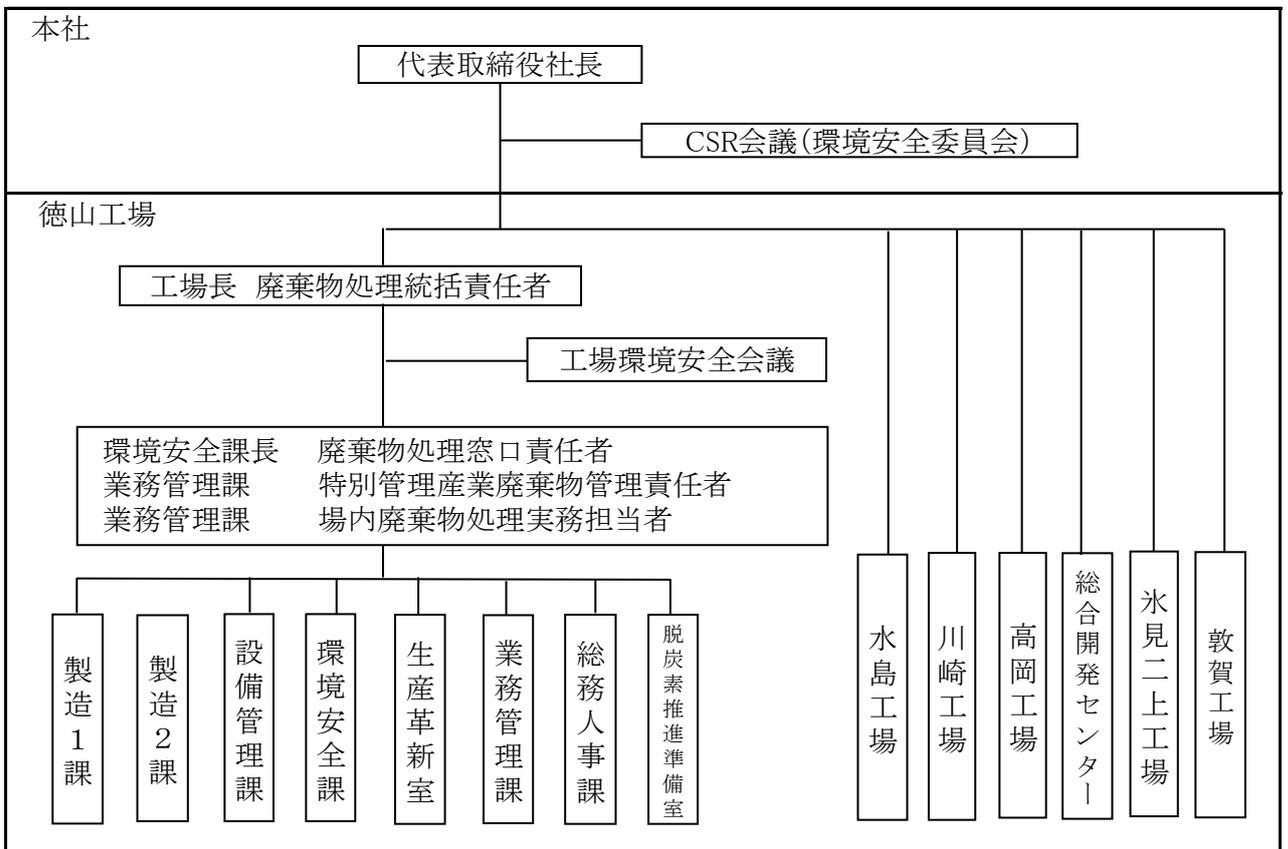
図5 排水処理工程に係る産業廃棄物発生・処理フロー(No. 5)

別紙2 産業廃棄物の処理に係る管理体制

(1) 責任者及び管理組織図

統括責任者		所属：日本ゼオン株式会社 徳山工場長
廃棄物担当	官庁関連 窓口業務	環境安全課 組織人員：3人
	廃棄物処理 実務	業務管理課 組織人員：2人
役割	工場 環境安全会議	○ 廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生量抑制、再利用化、適正処理の推進等廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・ 主催者：工場長 ・ 事務局：環境安全課長
	廃棄物処理 統括責任者	○ 廃棄物処理方針の策定 ○ 廃棄物の処理に関する細則の制定・改廃の決定 ○ 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	環境安全課 (官庁関連 対外窓口)	○ 廃棄物処理計画の作成 ○ 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○ 監督官庁への各種報告 ○ その他関係する事項
	業務管理課 (業務グループ)	○ 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置 ○ 産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○ 処理業者、再生処理業者の調査、選定及び管理 ○ 委託契約の締結 ○ 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理表の交付・管理 ○ その他関係する事項

廃棄物管理組織



(2) 管理体制の強化

① 管理体制(組織)

工場に工場環境安全会議を設置し各部署の協力のもとに廃棄物処理に関して対応を図る。

② 管理方法

設備の新設、増設に際しては、安全性評価規則に基づき廃棄物削減の検討及びその処分の方法について評価を行い進める。

(3) 教育・研修等

発生する廃棄物の種類、廃棄物状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し従業員等に定期的に教育・研修等を行う。

① 環境管理者研修

工場において発生する産業廃棄物の管理、排出される排ガスや排水に係る法制度について、大幅な改正が行われる毎に行われる研修。

② 廃棄物処理基礎研修

全ての従業員及び関係業者を対象として、廃棄物関係法令、関係官庁の指導方針を周知、徹底するための教育、研修。

③ 廃棄物担当者実務研修

廃棄物担当者を対象として、廃棄物の取扱いの実務研修。

(4) 情報公開

廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、廃棄物の発生、分別、再生利用状況について情報を含め、ISO14001の活動の中で情報公開に努める。

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(補足)(令和6年度計画)

別紙2-1

多量排出事業者 名称	日本ゼオン株式会社 徳山工場	所在地(市町名)	周南市	事業の種類	化学工業
------------	----------------	----------	-----	-------	------

(単位:トン)

区分	種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
産	燃え殻																				
	汚泥	24,284	25,000					21,611	22,200			2,673	2,800	1,462	1,500					433	500
	廃油	29	50									29	50	29	50					23	40
	廃酸	0.6	1.0									0.6	1.0	0.6	1.0					0.6	1
	廃アルカリ																				
業	廃プラスチック類	1,421	1,500									1,421	1,500	1,421	1,500					556	600
	紙くず																				
	木くず	25	25									25	25	25	25						
	繊維くず																				
	動植物性残さ																				
廃	動物系固形不燃物																				
	ゴムくず																				
	金属くず	0.3	1									0.3	0.5	0.3	0.5						
	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	5	5									5	5	5	5						
	鉱さい																				
	がれき類																				
	動物のふん尿																				
	動物の死体																				
	ばいじん	0.6	0									0.6	0.0	0.6	0						
	13号廃棄物																				
計 (A)	25,765	26,582	0	0	0	0	21,611	22,200	0	0	4,154	4,382	2,943	3,082	0	0	0	0	1,013	1,141	